

# 令和8年度滋賀県自主防災組織リーダー・防災士養成講座実施要領

滋賀県では、大規模災害に備えて、地域防災の要である自主防災組織活動を活性化し、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織のリーダーを育成するための講座を開催します。

本講座修了者は、「認定特定非営利活動法人日本防災士機構」が実施する「防災士資格取得試験」を受験することができます。

なお、防災士に合格後は、県、市町、自治会等で実施される防災活動(訓練、研修等)に可能な範囲でご協力をお願いいたします。県から各種案内を送付する場合がありますので、予めご了解ください。

## 1 開催日時・会場

	日時	会場	主催
日程A	令和8年9月19日(土) 9:30~17:30 令和8年9月20日(日) 9:00~18:00	滋賀県立文化産業交流会館 第1会議室・第2会議室 (米原市下多良二丁目137)	滋賀県
日程B	令和8年12月5日(土) 9:00~17:00 令和8年12月6日(日) 9:00~18:00	滋賀県庁 新館7階 大会議室 (大津市京町四丁目1番1号)	滋賀県

※講座終了後、引き続き、防災士資格取得試験を実施します。

(日程A:9月20日17:00~18:00、日程B:12月6日17:00~18:00)

## 2 講座内容 別紙カリキュラムのとおり

## 3 受講対象

### 【市町等から推薦を受けた方】

県内の自治会役員や自主防災組織等の構成員で市町の推薦を受けた方(日程Aまたは日程B)

### 【一般応募の方(日程Aまたは日程Bにお申し込みいただけます)】

- ① 県内の自治会役員や自主防災組織等の構成員
- ② 県内市町・消防本部(局)の自主防災組織担当職員、消防団員
- ③ 県内の学校(園)・福祉施設・事業所等の防災担当者
- ④ 上記以外で、地域防災活動に関心のある県内在住・在勤・在学の方

## 4 申込方法 所定の申込書により、次のいずれかの方法により申し込んでください。

### (1) 市町等から推薦を受けた方

・市町の推薦を受けた方は、各市町防災担当課へ提出してください。

### (2) 一般応募の方

・しがネット受付サービスの場合(当該サービスへの利用登録は不要)

以下のURLより、オンラインでお申し込みいただけます。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/bousaishi2026>

QRコードからもお申し込みできます。➡



### ・郵送の場合

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事公室防災危機管理局 防災対策室 防災企画係

・FAXまたはメールの場合 FAX 番号: 077-528-6037 メールアドレス: as0002@pref.shiga.lg.jp

## 5 募集定員 【日程A】120人 【日程B】140人

(申込者が定員を超えた場合、市町等から推薦を受けた方を優先し、その他は抽選とします。)

若年層および女性リーダーの育成を強化するため、両会場合わせて、定員のうち20名を学生優先枠(10名)、女性優先枠(10名)とします。

## 6 申込期間 【日程A・B】ともに 令和8年6月8日(月)~7月16日(木) 滋賀県防災危機管理局必着 (市町から推薦を受けた方は各市町防災担当課へ申込期間をお問い合わせください。)

## 7 受講決定

- (1) 申込者全員に受講の可否を通知します。  
(市町から推薦を受けた方は各市町防災担当課を通じてお知らせします。)
- (2) 受講決定者には納入通知書を送付しますので、定められた期日までに受講費用を納付してください。
- (3) 入金の確認後に防災士教本(テキスト)を配付します。

## 8 受講費用 12,000 円 【内訳】①防災士教本(テキスト代) … 4,000 円

②防災士資格試験受験料 … 3,000 円

③防災士認証登録料 … 5,000 円

- (1) 「①防災士教本(テキスト代)」および「②防災士資格試験受験料」は、受講決定通知時に送付する納付書により納付してください。なお、講座を欠席した場合、納入された費用は返還できません。
- (2) 「③防災士申請認証登録料」は、防災士資格試験当日に配布する納付書により納付してください。

## 9 防災士資格取得試験

- (1) 2日目の講座終了後に、日本防災士機構による「防災士資格取得試験」を実施します。
- (2) 防災士資格取得試験の受験資格を満たすためには、2日間に実施するすべての科目の受講と、講座開催日までに履修確認レポートを作成し、提出する必要があります。
- (3) 試験問題は、2日間の講義や演習で受講した内容だけでなく、教本(テキスト)の全ての範囲から出題されます。試験は3択式で30問出題され、80%以上の正答で合格となります。
- (4) 試験結果は、約2週間後に日本防災士機構から受験者本人あてに通知されます。

## 10 防災士認証登録

- (1) 防災士資格認証登録申請には、各消防署等で開催される普通救命講習の修了証、受講証等を取得する必要がありますので、講座開催日までに最寄りの消防署等で受講してください。講座開催日までに普通救命講習を受講できなかった場合は、講座・試験後に受講し、認証申請を行ってください。
- (2) 防災士資格取得試験に合格し、普通救命講習等を修了された方は、日本防災士機構への防災士認証登録申請を行います。申請に関する手続および防災士申請認証登録料(5,000 円)の納付については、講座最終日に、別途、県からお知らせします。
- (3) 「普通救命講習の修了証、受講証等」の写しの提出が必要となりますが、防災士認証登録申請時点で5年以内に発行されたものであり、かつ発行者が定めた有効期限内のもののみ有効となります。

## 11 救急救命講習

- (1) 防災士資格認証登録申請の認定対象となる救急救命講習(主なもの)  
各消防署: 普通救命講習ⅠまたはⅡ、上級救命講習、応急手当普及員講習  
日本赤十字社: 救急法基礎講習、救急法救急員養成講習
- (2) 講習の日程は、各消防署または日本赤十字社滋賀県支部等の実施機関に確認をお願いします。  
また、受講にかかる費用は、受講者本人の負担となります。

## 12 その他

個人情報の取扱いについては、滋賀県ホームページの本講座に係るページに詳細に掲載しますので、よくお読みいただきますようお願い申し上げます。なお、防災士資格取得(認証登録申請)をもって、この「個人情報取り扱いについて」の内容にご同意いただいたものとさせていただきます。

## 13 お問い合わせ先

滋賀県知事公室防災危機管理局 防災対策室 防災企画係

TEL: 077-528-3438 / FAX: 077-528-6037 / E-mail: as0002@pref.shiga.lg.jp